

○生物多様性鹿児島県戦略2024—2033の行動計画進捗状況(令和6年度)

生物多様性鹿児島県戦略2024—2033にかかる取組の令和6年度進捗状況は次のとおりです。

行動計画と担当課		実施状況
行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>基本方針1 参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組</b>		
<b>1-1 普及啓発</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
1	民間企業等と連携した外来種・希少野生生物の教育・普及啓発キャンペーン(新規) 外来種対策や希少野生生物の保護の取組の重要性について県民に普及啓発するため、民間企業等と連携して、動植物の標本等も用いた移動博物館を県内各地で開催します。	自然保護課 特定外来生物や県指定外来動植物などの種類や取扱いについて、広く県民に普及を図るため、外来種企画展を開催した。 2回(始良市・奄美市)
<b>【主な取組】</b>		
2	①生物多様性という言葉と意味を県民に浸透させるため、パンフレットや県ホームページ、facebook等での情報発信を進めるとともに、市町村や事業者、NPO等と連携した普及啓発に努めます。	自然保護課 県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動を行う団体を支援する「みんなの生物多様性サポーター支援事業」を実施した。 令和6年度:10団体
3	②生物多様性地域戦略、エコリズム推進全体構想、地域連携促進計画、環境基本計画等、市町村の生物多様性の保全に資する計画地域戦略の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。	自然保護課 環境主要施策等説明会において各市町村の担当者に対し、生物多様性鹿児島県戦略の概要を紹介し、各種計画等の策定の検討を要請した。
4	③シンボルとなる生き物を選定し、市民参加型で保全を行う地域の活動についても必要な支援を行います。	自然保護課 県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動を行う団体を支援する「みんなの生物多様性サポーター支援事業」を実施した。 令和6年度:10団体
5	④自然環境や地球環境など、環境に関する情報の収集・提供に努めます。	地球温暖化対策室 かごしまeco-netにより、環境学習プログラムや環境学習施設の紹介等、環境関連に係る情報発信を行った。
		自然保護課 県公式facebook「かごしまの自然と生物多様性」を活用し、鹿児島島の自然環境や生物多様性に関する情報の発信に努めた。
6	⑤子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。	地球温暖化対策室 小学校1年～中学校3年の児童・生徒を対象に環境レターを募集し、小学生459名、中学生719名、計1,178名の応募があった。そのうち優秀賞受賞者9名をかごしまこども環境大臣に任命した。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
7	⑥県民の緑化思想の普及啓発を推進します。	森づくり推進課	かごしまどりの基金による緑の募金活動や、県民等が行う森林整備及び緑化活動に対して支援を行った。
<b>1-2 環境教育・学習</b>			
<b>【戦略的な取組】</b>			
8	生物多様性を理解するための体験的な学習の促進（継） 人と自然(生物多様性)のつながりについて理解を深めるため、学校や地域での生物多様性に関する教育と自然体験の機会の確保を図ります。また、鹿児島県生物教員等ネットワークやNPO等の団体と連携を図り、教員や指導者に対する指導マニュアル等の作成・提供等を通じて、生物多様性に関する学習の促進に努めます。	自然保護課	鳥獣保護事業の一環として、愛鳥モデル校を指定し、その活動を支援することにより、野生鳥類の保護思想の普及を図った。
		義務教育課	環境学習の意義を踏まえ、理科の学習に加え、地域と連携した総合的な学習を各学校で展開した。
<b>〈主な取組〉</b>			
9	①学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。	義務教育課	県教育振興基本計画における「自然体験活動を実施している学校の割合(小中)」の数値目標は100%であり、令和6年度においてもすべての学校で実施した。
10	②青少年社会教育施設において、関係行政機関や民間団体等とも連携し、自然体験等、様々な体験活動を推進します。	社会教育課	各施設において、地域の自然環境を生かした体験活動を実施した。
11	③屋久島環境文化研修センター等を拠点として、屋久島の自然や屋久島で営まれている生活・生産活動を生かした自然体験型の環境学習や企業研修を推進します。	自然保護課	広く全国から参加者を募り、自然を体験したり環境文化を学ぶため、屋久島のフィールドを活用した自然観察や島内の方々との交流を行った。 ＜屋久島自然・文化体験セミナー＞ 開催回数：8回 参加者：102人

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>1-3 参加・体験</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
<p>12 みんなの生物多様性サポーター事業の実施(新)</p> <p>県内各地の民間団体が行う生物多様性の保全や再生に関する活動のうち、他地域の活動のモデルとなり、県民の参加が促されるものについて、活動資金を支援する「みんなの生物多様性サポーター事業」を実施するとともに、活用成果について県民に共有します。</p>	自然保護課	<p>県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援するみんなの生物多様性サポーター支援事業を実施した。</p> <p>令和6年度:10団体</p>
<b>〈主な取組〉</b>		
<p>13 ①地域住民が率先して、身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。</p>	<p>河川課</p> <p>港湾空港課</p>	<p>地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理河川・海岸の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。</p> <p>地域の自治会、ボランティア、NPO、企業等による港湾及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理港湾又は海岸の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの港サポーターと認定し、これらの団体(みんなの港サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。</p>
<p>14 ②地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくりを進めます。</p>	森づくり推進課	<p>企業が行う森林づくり活動を支援した結果、2企業が森林整備(除・間伐1.47ha)の森林づくり活動を実施した。</p>
<p>15 ③森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。</p>	森づくり推進課	<p>みどりの感謝祭及び九州森林の日植樹祭を開催し、約1,332人が参加した。</p> <p>また、県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動に要する経費への助成を、33団体(5,241人)で行った。</p>
<p>16 ④都市住民等のニーズを把握し、農山漁村地域が持つ魅力について情報発信するとともに、漁業等の体験型教育旅行の誘致や漁家等での宿泊体験などの取組を促進します。</p>	水産振興課	<p>HP等を利用して漁村地域における魅力ある取組を発信するとともに、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催した。</p>
<p>17 ⑤自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムや自然や文化を体験するアドベンチャーツーリズムなど、鹿児島島の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。</p>	自然保護課	<p>屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島里めぐり推進協議会」により、全国から広く参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施した。</p> <p>参加集落:10集落 実施回数:106回 参加者数:598人</p>

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
		奄美世界自然遺産室	奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施することにより、ガイドの能力向上を図るとともに、各ガイドがエコツアーを実施することにより体験型観光を促進した。 <認定ガイド数(R7.3月末現在)> ・奄美大島 131名 ・喜界島 11名 ・徳之島 24名 ・沖永良部島 18名 ・与論島 21名
<b>1-4 人材育成</b>			
<b>&lt;主な取組&gt;</b>			
20	①自然保護推進員、自然公園指導員、鳥獣保護管理員、外来動植物対策推進員等の生物多様性に対して知識を有し、保全活動に対して適切に指導できる人材を育成・活用します。	自然保護課	自然環境保全に関する普及啓発を図るため、希少野生動植物保護推進員・外来生物対策推進員、自然保護推進員を集めて、研修会を開催した(鹿児島、北薩、大隅、大島)
21	②自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材バンクの充実や活用促進を図ります。	地球温暖化対策室	県内各地で環境学習指導を行っている有資格者等の情報をホームページ上で広く、県民に情報提供した。(令和6年度末で31人が登録)
22	③漁村の文化や地場水産物などの地域資源を把握し、これらの資源を活用するための条件整備を図るとともに、地域が一体となったブルー・ツーリズムの推進体制づくりを促進します。また、農林業や観光関連産業との連携強化による多様なネットワークやメニューづくりを行います。	水産振興課	HP等を利用して漁村地域における魅力ある取組を発信するとともに、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催した。
23	④屋久島や奄美群島などにおける認定ガイドの育成の取組を支援します。	自然保護課	屋久島町において、認定ガイドのうち、申請があった者を「屋久島公認ガイド」として屋久島町が認定し、その利用を推進する条例が制定された。 R7.3月末現在63名の公認ガイドが認定されているところである。 また、エコツーリズム推進協議会を通じて、認定ガイド制度の運用支援を行った。
		奄美世界自然遺産室	奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施した。 <認定ガイド数(R7.3月末現在)> ・奄美大島 131名 ・喜界島 11名 ・徳之島 24名 ・沖永良部島 18名 ・与論島 21名

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
<b>1-5 消費行動の改善に向けた取り組みの促進</b>			
<b>【戦略的な取組】</b>			
24	<p>生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組</p> <p>人々(消費者)に対し、日常生活の中で消費している食糧や繊維、木材等の物資が、生物多様性とどのような関わりをもって供給されているかについての情報を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで、有機農産物等のより生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう、関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓発に努めます。</p>	<p>自然保護課</p> <p>経営技術課</p>	<p>生物多様性鹿児島県戦略の冊子及びパンフレットを各種会合等において紹介するとともに、県ホームページに掲載し、県民等に対し情報発信した。</p> <p>県政モニターを対象に有機農業の認知度や有機農産物の購入の割合などを調査した。</p>
<b>基本方針2 重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻すための取組</b>			
<b>2-1 重要地域の保全</b>			
<b>【戦略的な取組】</b>			
25	<p>鹿児島版自然共生サイトの認定推進(新)</p> <p>生物多様性ビッグデータ等を活用し、民間等の取り組みによって生物多様性の保全・再生が図られている区域やその候補地を抽出するとともに、県内の関係団体への自然共生サイトの普及啓発や認定支援等を通じ、自然共生サイトへの認定を推進します。また、その際に、鹿児島を特徴付ける自然や環境文化を活用しているエリアの認定に向けた取組も推進します。</p>	自然保護課	<p>県内における、自然共生サイト候補地を網羅的に調査し、モデル事例として自然共生サイトの認定に向けた支援を行う候補地を選定した。</p> <p>また、申請対象者等に向けて自然共生サイトに関するセミナーを開催した。</p>
26	<p>県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進(継)</p> <p>県立自然公園の総点検事業において、科学的に抽出された生物多様性保全上重要な地域に基づき新規指定・拡張等の候補地となった地域について、県立自然公園に指定して保全を図ります。また、国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並み以上に向上させるよう努めます。</p>	自然保護課	<p>大隅南部における県立自然公園の変更に向けた指定書や区域図の素案作成を行うとともに、甌島国定公園における指定植物(採取等規制植物)リスト案を環境省に提出した。</p>
—	<p>鹿児島版自然共生サイトの認定推進(新)及び県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進(継)を合わせた目標値</p>	自然保護課	<p>県内における、自然共生サイト候補地を網羅的に調査し、モデル事例として自然共生サイトの認定に向けた支援を行う候補地を選定した。</p> <p>また、申請対象者等に向けて自然共生サイトに関するセミナーを開催し、認定促進を図った。</p>
<b>〈主な取組〉</b>			
<b>(1) 自然環境保全地域等</b>			
27	<p>生物多様性の保全上、極めて重要な原生的自然については、国等の関係機関と連携しつつ、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度による行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系の維持回復の措置を講じます。</p>	自然保護課	<p>鹿児島県自然環境保全条例に基づき、開発行為に係る行為規制(届出)を適切に行なった。</p>
<b>(2) 自然公園</b>			
28	<p>①生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。</p>	自然保護課	<p>大隅南部における県立自然公園の変更に向けた指定書や区域図の素案作成を行うとともに、甌島国定公園における指定植物(採取等規制植物)リスト案を環境省に提出した。</p>
29	<p>②鹿児島島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、国等の関係機関と連携しつつ、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来生物や増えすぎた鳥獣によって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。</p>	自然保護課	<p>自然公園法及び県立自然公園条例に係る許認可を審査基準に基づき行った。</p>
30	<p>③利用者が著しく集中し、植生荒廃などの課題により、その場所の生物多様性や自然公園としての利用環境に悪影響が生じている場合は、適切な施設の整備や利用ルールの導入を行うなど、自然環境の保全と自然公園にふさわしい自然体験の機会の提供を図ります。</p>	PR観光課 自然保護課	<p>自然環境の保全と自然との多様なふれあいの場等の整備を行った。</p>

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
		自然保護課 奄美世界自然遺産室	屋久島国立公園及び吹上浜金峰山県立自然公園において、車両等乗り入れ規制による利用調整を実施した。  奄美大島・徳之島の保護上重要な地域(金作原、湯湾岳、奄美市道三太郎線、林道山クビリ線)において利用ルールを運用するとともに、連絡会議を開催して利用の適正化について協議した。 <令和6年度 実施状況> ・奄美大島利用適正化連絡会議 3回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回
31	④県内には、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園、雲仙天草国立公園及び奄美群島国立公園の4箇所の国立公園を有しています。これらの地域には、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、こうした4つの国立公園を有する地域をモデル地区として、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。	自然保護課  自然保護課	県内の国立公園の状況を県ホームページに掲載し、情報発信を実施した。  屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島めぐり推進協議会」により、全国から広く参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施した。 参加集落:10集落 実施回数:106回 参加者数:598人
		奄美世界自然遺産室	奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施し、保全や持続可能な利用に関する取組を担う人材としてのガイドの能力向上を図った。 また、世界自然遺産の顕著で普遍的な価値を将来にわたって継承するため、高校生を対象に2つの世界自然遺産「奄美・屋久島」の自然体験型交流学習を実施した。
32	⑤県内の2か所の国定公園及び10か所の県立自然公園においても、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、国立公園と同様に、保護と利用の好循環の形成を推進します。	自然保護課	蘭牟田池県立自然公園の周遊マップを作成し、県観光サイトへ掲載して情報発信した。 三島村の2団体にスタートアップの支援を行った。
(3)鳥獣保護区			
33	鳥獣の保護・繁殖を図る必要がある地域を、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区に指定し、また、鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を特別保護地区に指定するなど、行為規制や保全事業を推進します。	自然保護課	新規の鳥獣保護区2箇所を指定、指定期間が満了した25箇所の鳥獣保護区の存続期間を更新した。
(4)生息地等保護区			
34	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された生息地等保護区(蘭牟田池)に加え、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動植物の保護を図るため、必要に応じて生息地等保護区を指定し、行為規制や保全事業を推進します。	自然保護課	県のレッドデータブックを活用し、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物の指定を行った。(植物1種)

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>(5)天然記念物</b>		
35 「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物の保護を図るとともに、「鹿児島県文化財保護条例」に基づき、必要に応じて県指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。	文化財課	文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき、指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を全県下に計30名配置し、その巡視により天然記念物の保護を図った。
<b>(6)ラムサール条約湿地</b>		
36 陸と水の接点であり、多種多様な生物が集まる重要な生態系である「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)湿地」について、国や地元市町村、関係団体等と連携して、湿地やそこに生息・生育する野生生物を保全し、持続的に利用するための取組を推進します。	自然保護課	ウミガメ保護対策連絡協議会を開催し、関係機関におけるウミガメ保護に関する情報共有を図ったり、市町村が設置するウミガメ保護監視員の設置の支援などを行った。
<b>(7)生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)</b>		
37 自然と人間社会との共生に重点を置いたユネスコのMAB(Man and Biosphere:人と生物圏)計画に基づいて、1980(昭和55)年、生物圏保存地域(Biosphere Reserve)に登録され、2016(平成28)年に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして拡張登録された屋久島については、屋久島環境文化村構想の推進を通じて、自然を活用した産業や農作物の価値を高める取組、環境教育の充実など、人間と自然との共生の取組を進めます。	自然保護課	平成28年3月20日に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張登録が決定したところであり、屋久島については、屋久島世界遺産地域管理計画、その他各種計画を準用、口永良部島については、口永良部島生物圏保存地域管理運営計画に基づいて管理を実施した。
<b>(8)ユネスコ世界ジオパーク及び日本ジオパーク</b>		
38 県内におけるジオパークは、その多くが自然公園地域と重複しているため、自然公園の管理と整備を通じた魅力の向上を図ります。また、県内における世界ジオパークの認定を目指した取組を支援します。	地域政策課	霧島ジオパークの世界ジオパークの認定に向けて、関係市町等で構成する霧島ジオパーク推進連絡協議会が行う、世界ジオパークの認定に必要な取組を支援した。
	自然保護課	自然公園法及び県立自然公園条例に係る許認可を審査基準に基づき行った。
<b>(9)OECM</b>		
39 保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域であるOECMの面積が拡大するとともに対象地の保全が図られるよう、自然共生サイトの認定支援等の取組を実施します。	自然保護課	県内における、自然共生サイト候補地を網羅的に調査し、モデル事例として自然共生サイトの認定に向けた支援を行う候補地を選定した。また、申請対象者等に向けて自然共生サイトに関するセミナーを開催し、認定促進を図った。
<b>2-2 自然再生と生態系ネットワークの形成</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
40 民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大(新) みんなの生物多様性サポーター事業による自然再生への活動支援、自然共生サイトの認定支援、民間団体や地方公共団体が実施する広葉樹林、針広混交林、里山、マングローブ林等の森林、湿原、藻場、干潟、サンゴ礁等の自然再生への関係部局を通じた取組支援を通じ、民間団体等が取り組む小規模な自然再生への支援を拡大する。	自然保護課	県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援するみんなの生物多様性サポーター支援事業を実施した。 令和6年度:10団体

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<p>41 奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化)(継)</p> <p>世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、スギやリュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。</p>	大島支庁林務水産課	近年の松くい虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。
<b>〈主な取組〉</b>		
<p>42 ①県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。</p>	<p>森林経営課</p> <p>かごしま材振興課</p>	<p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。</p> <p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため1,428haの間伐を支援した。</p>
<p>43 ②急傾斜地や林地生産力の低い人工林については、広葉樹林化や針広混交林へ誘導するなど、公益的機能の向上を図ります。</p>	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
<p>44 ③自然災害やオニヒトデによるサンゴの捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。</p>	自然保護課	良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施した。令和6年度に15匹のオニヒトデを駆除した。
<p>45 ④海水温の上昇等に伴う植食性魚類による食害の増大や亜熱帯性海藻の北上が見られることから、海藻種の変遷を把握します。また、海域の環境条件に適した藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。</p>	水産振興課(水産技術開発C)	県内各地において藻場モニタリング調査を実施し、海草・海藻の繁茂状況を把握した。藻場造成試験を実施し、食害防除技術の向上を図った。漁業者が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導を行った。
<p>46 ⑤農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。</p>	農地保全課	農業用排水路やため池の整備については、事業計画策定時に開催する「環境情報協議会(構成員:地域の代表者や学識経験者等)」において出された意見を踏まえ、環境等に配慮した工法等により整備を行った。
<p>47 ⑥生態系ネットワークの形成(再生)の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。</p>	自然保護課	改定後の生物多様性鹿児島県戦略2024-2033を関係機関等へ配布し、周知を図った。また、各種会議等で戦略の概要を紹介し、周知を図った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>2-3 多様な生態系の保全と回復</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
<p>48 渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散(継)</p> <p>国際的に行き来する、渡り鳥のフライウェイ(渡り鳥の道)を安定的に維持するため、現在の飛来地の保全を図るとともに、一箇所への集中による高病原性鳥インフルエンザの感染拡大等の様々な悪影響を避けるため、ねぐらとなる水辺や湿地の再生など、国や関係自治体等と連携して越冬地を分散させる取組を促進します。</p>	自然保護課	<p>ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東干拓地区において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツル休遊地の借り上げ</li> <li>・目隠し網、設置用資材の購入・設置</li> <li>・休遊地内のツルへの小麦給餌</li> <li>・ツル羽数調査</li> <li>・ツル渡去後の休遊地周辺農地の復旧等</li> </ul> <p>を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。</p>
<b>【主な取組】</b>		
<b>(1) 田園・里地里山・森林</b>		
<p>49 ①里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。</p>	農村振興課	<p>都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カード等を作成・配布、棚田パネルの展示、セミナー等開催するなどして関連情報を広く発信した。</p> <p>また、住民組織が行う保全活動を支援するため、研修会等を開催するとともに、保全活動に要する経費の一定額を14組織に助成した。</p> <p>指定棚田地域の指定に向けた取組を支援した。</p>
<p>50 ②県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。【再掲】</p>	森林経営課	<p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。</p>
	かごしま材振興課	<p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため1,428haの間伐を支援した。</p>
<p>51 ③急傾斜地や林地生産力の低い人工林については、広葉樹林化や針広混交林へ誘導するなど、公益的機能の向上を図ります。【再掲】</p>	森林経営課	<p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。</p>
<p>52 ④地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など、適正な整備・保全を推進します。</p>	森づくり推進課	<p>景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で0.69ha実施した。</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
53 ⑤地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道、標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。	森づくり推進課	地域住民等が共同して行う下草刈りや階段補修等の地域活動を9か所、高齢木の択伐等を行う更新伐を169.7㎡実施した。
54 ⑥松くい虫等による森林被害を防止するため、関係市町村との連携のもと、被害木の伐倒駆除等を実施し、森林の保護を図ります。	森づくり推進課	保安林等の公益的機能の高い重要な松林を対象に特別防除651ha、地上散布139haによる予防措置のほか、被害木の伐倒駆除677.3㎡を実施した。
55 ⑦そのほか、長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地里山の豊かな自然環境の保全に努めます。	地球温暖化対策室	「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民・事業者・行政が一体となって環境保全の実践行動を行った。 電気・水・燃料などの省エネ活動の普及啓発のため、毎月5日を「エコライフデー」に設定し、県ホームページやチラシ・リーフレットを作成し、情報発信を行った。
	農地整備課 農地保全課	農業農村整備事業の計画段階において「環境情報協議会」を開催し、事業に伴う環境への配慮事項について学識経験者等から意見を伺ったうえで事業を実施した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
(2)河川・湖沼		
56 ①特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。	河川課	瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。
57 ②多様な自然環境に配慮した溪流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。	砂防課	砂防堰堤の計画位置はヤマメの生息数が多い地域であることや、保全人家等が減少していることなどから、砂防堰堤の計画を再検討し、陸上対策(土石流導流堤等)に見直した。
58 ③公共用水域(河川、湖沼)及び地下水の水質保全を図るために常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	環境基準類型指定水域の37河川42水域、4湖沼4水域、その他の水域10河川1湖沼11水域(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。調査結果については県ホームページに掲載した。
59 ④池田湖については、その水質を将来にわたって良好に保全するため、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん等の削減を図るなど総合的な水質保全対策を推進します。	環境保全課	池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援した。協議会において水質調査や普及啓発用看板の設置実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。
	生活排水対策室	池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援した。協議会において水質調査や普及啓発用看板の設置実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。
60 ⑤住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。	河川課	地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理河川・海岸の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。
	環境保全課	池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や普及啓発用看板の設置を実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
61	⑥生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。	環境保全課	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。
		生活排水対策室	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
(3) 沿岸・海洋		
62 ①砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	水産振興課	藻場、干潟、浅海域の環境保全活動に取り組む活動組織に対し、支援、指導を行った。
63 ②サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除、赤土等流出防止対策に努めます。	大島支庁総務企画課	赤土等流出防止対策の啓発として、新聞広告やコミュニティFMを活用したラジオCMを行った。
64 ③特に、奄美群島における赤土等流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針等に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	大島支庁総務企画課	国、県、市町村等関係機関が一体となって赤土等流出防止対策について協議・推進するため、協議会を開催した。
	農村振興課	赤土等の流出を防止するため、ほ場の排水路やため池等の沈砂池に堆積した土砂の排除作業など水土里サークル活動を通じた取組を支援した。
65 ④藻場等に悪影響を及ぼす食害動物について、漁業者等による漁獲とその有効利用を促進することにより、海藻の食害被害を低減します。	水産振興課	藻場保全活動に取り組む活動組織等に対し、食害の防除や食害生物の有効利用等について支援、指導を行った。
66 ⑤船舶等からの油流出、ゴミや流木の漂流・漂着、桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、漁業者等が実施する清掃及び水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに、水域環境の保全等に関する普及啓発を図ります。	水産振興課	海岸漂着物等の清掃活動に取り組む活動組織等に対し支援、指導を行った。
	水産振興課	桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、清掃活動に必要な経費を助成した。
	水産振興課	油流出等の油濁事故に関して、被害漁業者の救済を図る一般財団法人に対し、負担金を拠出した。
67 ⑥管理者による漁港の維持管理に加え、県民の共生・協働(ボランティア)による、漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等を推進します。	漁港漁場課	地元住民、漁協、観光協会等による、漁港内の清掃活動や臨港道路の草木の伐採等(ボランティア)を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
68 ⑦港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	港湾空港課	令和6年度は実施箇所なし。
69 ⑧鹿児島湾については、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境保全課	「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾域市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。 各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。
	生活排水対策室	「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾域市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。 各種イベント等の中で、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。
	水産振興課	養殖漁場の持続的利用が図られるよう、県内養殖漁場(鹿児島湾は40漁場)の環境調査を実施した。 併せて、魚類養殖に係わる漁場環境の正常化や養殖業の健全なる発展に資するため、魚類養殖協議会を開催した。
70 ⑨住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。【再掲】	環境保全課	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会(県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体)に対し、負担金を拠出し支援した。水質調査体験セミナー等の開催により、県民の水環境保全意識の啓発を図った。
71 ⑩生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。【再掲】	環境保全課	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。
	生活排水対策室	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
72	⑪公共用水域(海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	環境基準類型指定水域の8海域24水域について水質調査を実施した。 調査結果については県ホームページに掲載した。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
(4)都市			
73	①地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる都市近郊の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など適正な整備・保全を推進します。	森づくり推進課	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で0.69ha実施した。
74	②都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。	都市計画課	北薩広域公園の歴史ゾーンにおける橋梁下部工(歴史ゾーン側)及び上部工の整備を行った。 谷山緑地9区の園路改修を行った。
75	③街路の植樹帯については適切に更新を図ることとし、緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	都市計画課	川尻蒲山川線、松原帖佐停車場線、国道269号、国道447号、日当山敷根線、国道504号、国道58号、竜郷奄美空港線において、道路植栽を行った。
		営繕室	-
		住宅政策室	県営松陽台第二団地集会所工事(鹿児島市)において、高麗芝の植栽を行った。
<b>基本方針3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組</b>			
<b>3-1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有</b>			
<b>【戦略的な取組】</b>			
76	生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成(継)生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のアマチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、その上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行うNPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの構築を図ります。	自然保護課	・県レッドリストの見直し及び県レッドデータブックの改定に向け、各分類群ごとにワーキンググループを設置し、評価手法等を協議した。 ・希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物の指定を行った(植物1種) ・奄美群島希少野生生物保護対策協議会を開催し、希少種の盗掘・密猟防止対策やアマミノクロウサギのロードキル対策等を協議した。 ・希少野生動植物保護推進員を46名配置し、密猟・盗掘の監視等を行い、希少種の保護を図った。
		自然保護課	自然公園のある市町村に設置する自然保護推進員からのパトロール結果等に基づく県や市町村への報告により、情報収集を図った。
		文化財課	県自然保護課、県立博物館と連携し、情報収集に努めた。
		県立博物館	・三島、種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島において、自然資料や映像資料の収集、調査を行った。また、その成果は、企画展や出前授業、研究報告等で紹介した。 ・奄美大島大和村において、10月に移動博物館を開催した。郷土の自然について紹介し、その稀少性や価値を周知した。 ・トカラ列島の自然に由来する標本について、詳細な2次元や3次元映像を作成し、その一部をデータベースに加えた。 ・「植物」「大隅半島」「湿地」をテーマにした企画展を実施した。
<b>【主な取組】</b>			

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
77 ①県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ることで、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。	自然保護課	県レッドリストの見直し及び県レッドデータブックの改定に向け、各分類群ごとにワーキンググループを設置し、評価手法等を協議した。
78 ②生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	環境保健センター	環境省からの委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令和6年度は、モニタリング調査(水質、底質、生物、大気)及び詳細環境調査(水質)を実施した。
79 ③県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。	自然保護課	県レッドリストの見直し及び県レッドデータブックの改定に向け、各分類群ごとにワーキンググループを設置し、評価手法等を協議した。
80 ③第二種特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカやイノシシの生息状況やオニヒトデ防除事業の捕獲調査によるモニタリング等を通じて、生態系に被害を与える野生生物の生息情報を収集し、効果的な防除対策に役立てます。	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ・ヤクシカ)の生息状況調査を行った。</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業により、イノシシ、シカの捕獲を行った。</li> </ul>

### 3-2 外来種への対応

#### 【戦略的な取組】

81 特定外来生物の侵入状況の整理、防除等の対応に関する基本方針の策定(新)  国が指定する特定外来生物が定着した場合にその防除に係る県の責務が新たに外来生物法に規定されたことから、県内での特定外来生物の侵入・定着状況の把握を行い、生態系等への影響なども考慮して、それらの情報をとりまとめるとともに、関係する市町村等関係機関と情報共有しながら、その防除についての対応を検討し、市町村等と連携しながら防除の推進に努めていきます。また、特定外来生物の防除等に関する対応について、基本方針としてとりまとめます。	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物のシロアゴガエルの拡散を防ぐため、国、地元町と連携して防除に取り組み、防除実施計画の策定に向けた取組を行った。</li> <li>・県内での特定外来生物の生息・生育状況等の確認調査を行うとともに、今後の外来種対策の総合戦略の策定を行った。</li> <li>・生態系に被害を及ぼす恐れのある外来動植物について、県指定外来動植物に指定した(動物3種、植物1種)。</li> </ul>
--	-------	---

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
<b>＜主な取組＞</b>			
82	①外来種対策は早期発見、早期対応が重要であることから、広く市町村、県民等に注意喚起を行うとともに、既に県内に侵入している侵略的な外来生物については、優先順位をつけ、関係者との連携のもと、防除を推進します。	自然保護課	・パンフレット等を作成し、県条例の内容や条例に基づく指定外来動植物の取扱について普及啓発を図った。 ・始良市や奄美市において外来種移動博物館を開催した。
83	②今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来生物リストを更新し、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来種を選定し、指定外来動植物の指定や防除の推進、防除マニュアルの作成や公表等により、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来種対策を推進します。	自然保護課	県内の特定外来生物の生息状況を踏まえ、外来種リストを更新した。
84	③多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来種対策について広く県民に普及啓発を行います。	自然保護課	・パンフレット等を作成し、県条例の内容や条例に基づく指定外来動植物の取扱について普及啓発を図った。 ・始良市や奄美市において外来種移動博物館を開催した。
85	④国において、2025(令和7)年度までに根絶を確認することを目指して防除が進められている奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力をを行います。	自然保護課	・環境省が奄美大島ファイリマングース防除事業検討会で、専門家などの意見を踏まえ、「奄美大島においてファイリマングースが根絶した」ことを宣言した。 ・国、県、市町村等が連携を図りながら同種が再侵入しないように監視を行う。
86	⑤外来種は県をまたいで分布拡大するおそれがあるため、九州各県と外来種の侵入・定着状況や防除等の対策に関する情報共有を行います。	自然保護課	九州各県鳥獣保護行政担当者会議や九州中南部エリア・アライグマ広域防除会議などを通して、各県の外来種の定着状況等について情報共有を図った。
87	⑥奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的・順応的な捕獲対策を推進します。また、本県が平成21年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。	自然保護課	ノヤギの食性調査、行動圏調査、捕獲シミュレーションの手順・手法の検討を実施した。
88	⑦法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を生じさせる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を待つ法面工を採用するなど、必要な配慮を行います。	奄美世界自然遺産室	「奄美大島、徳之島における公共事業の環境配慮指針」の運用に努めるよう関係機関に依頼するとともに、指針の改訂やハンドブックの作成等を検討した。
89	⑧奄美大島や徳之島等の島嶼部においては、ペットである飼猫が野生化してノネコとなり、希少種の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。	自然保護課	ノイヌ・ノネコ対策検討会やネコ対策ワーキング等で国、関係市町村、団体等と連携を図り、ネコの適正飼養に係る取組を支援した。
90	⑨奄美大島や徳之島において、ノイヌ・ノネコ等による希少種の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。	自然保護課	ノイヌ・ノネコ対策検討会やネコ対策ワーキング等で国、関係市町村、団体等と情報共有を図り、ノネコの捕獲情報やノラネコのTNRの実施率などを情報共有し、関係機関と連携しながら希少保護対策に努めた。
91	⑩徳之島で令和5年5月に発見された特定外来生物のシロアゴガエルについて、生息状況調査や生態系等への影響等も踏まえ、防除実施計画を策定し、国、町、地元保護団体等と連携し、防除に努めます。また、その他の特定外来生物についても、外来生物法に基づき、国、市町村、保護団体等と連携して早期の防除を促進・支援します。	自然保護課	特定外来生物のシロアゴガエルについて、国、県、町等と連携し、防除に努めるとともに防除実施計画の策定に向けた取組を行った。また、特定外来生物のアルゼンチンアリについても、国、市等と連携して侵入状況の情報共有や早期の防除を促進・支援した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>3-3 野生生物等の保護管理</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
<p>92 シカ・イノシシ鳥獣の科学的管理の推進(継)</p> <p>深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ・イノシシの適正管理を行うため、第二種鳥獣管理計画に基づき、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況などについて科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理や被害対策と同時に、効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づき、鹿児島の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。</p>	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ・ヤクシカ)の生息状況調査を行った。</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業により、イノシシ、シカの捕獲を行った。</li> </ul>
<p>93 県境を跨いだ広域的なニホンジカ管理の推進(新)</p> <p>ニホンジカについては宮崎県や熊本県との県境を跨いで行き来し、県境付近では個体数密度も高く、生態系への被害や農林業への被害も見られることから、隣県と連携し、県域を跨いだ広域捕獲の計画を立て、捕獲を推進します。</p>	自然保護課	<p>県境を跨いで行き来しているニホンジカなどの個体数密度が高く、生態系被害等もみられる霧島地域において、宮崎県とシカ、イノシシの広域捕獲を実施した。</p>
<p>94 ワンヘルスの観点もふまえたツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止策の強化(新)</p> <p>令和4年度にツル類等の野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が大量に確認され、複数の養鶏場における感染確認があったこと等を踏まえ、国、出水市等の市町村、鹿児島大学等の関係機関と連携し、野鳥における感染個体の早期発見及び早期の感染拡大防止に向け、野鳥の監視の強化、早期の検査や回収・処分等を実施する体制を整備します。</p>	自然保護課	<p>野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見、早期検査を実施するため国、県、市などの関係機関等と連携し、野鳥重点実施区域の監視強化と検査体制の整備に努めた。</p>
<p>95 最新の知見を用いたレッドリスト・レッドデータブックの更新(新)</p> <p>県内における絶滅危惧種の最新の状況を把握するため、最新の知見を収集・分析するとともに、従前からの定性評価に加え、定量評価を活用して評価すること等により、従前と比較してより実態に即したレッドリスト・レッドデータブックとなるよう改訂作業を行います。</p>	自然保護課	<p>県内の絶滅のおそれのある種の最新の状況を明らかにするため希少野生生物調査を行った。</p>
<b>【主な取組】</b>		
<b>(1) 鳥獣の保護管理</b>		
<p>96 ①ニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画を策定し、計画に基づく科学的な管理を推進する。</p>	自然保護課	-
<p>97 ②市町村の被害防止計画に基づく対策では、十分な被害防止が困難な市町村において、市町村長の要請を受けて、広域捕獲の取組を推進します。</p>	農村振興課	<p>薩摩川内市からの要請を受け隣接する市町境でイノシシ、シカの個体数調整のための捕獲を実施した。 また、種子島の3市町から要請を受けシカの生息状況を調査を行った。</p>
<p>98 ③イノシシやシカなど捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用し、ジビエへの利用拡大の取組を推進します。</p>	農村振興課	<p>・ジビエの安全で良質な供給体制を推進するため、県内ジビエ処理加工施設及び猟友会等を対象に、衛生的な解体及び枝肉、カット等の技術を学ぶ研修会を開催した。 ・ジビエの需要拡大に向け、消費者や実需者の認知度向上、イメージアップを図るため、鹿児島・北薩地域の飲食店等(20店舗)でジビエフェア等を開催した。なお、大学と連携し、定期的に行うジビエフェア等でジビエの特性について、実需者や消費者の理解を高めることで、需要拡大に繋げるため、ジビエ(イノシシ、シカ)の肉質や特性の調査・分析を行った。</p>
<p>99 ④捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を推進します。</p>	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許試験実施について県のホームページにより周知を図った。</li> <li>・初心者に対して、狩猟読本及び例題集の無料配布を実施した。</li> <li>・県農業大学で狩猟関係の講義を行い普及啓発を図った。</li> </ul>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
100 ⑤被害農家自らによる捕獲を促進するため、新規にわな猟免許を取得した被害農家に対して、捕獲技術の習得を進め、自衛的なわな捕獲を推進します。	農村振興課	<p>わな猟初心者の捕獲技術向上を図るため、県猟友会に業務委託して、わな猟免許を新たに取得した被害農家等を対象に、座学と実技を内容とする研修会を開催し、被害農家自らによる有害鳥獣の自衛的な捕獲活動への取組を促進した。</p> <p>※受講者 … 座学:100人、実技:100人</p>
101 ⑥市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う、市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。	農村振興課	<p>鳥獣被害防止計画を作成している42市町村のうち40市町村に鳥獣被害対策実施隊が設置されており、うち23市町村で民間隊員が加入し、活動した。</p>
102 ⑦傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	自然保護課	<p>公益財団法人鹿児島県獣医師会と傷病鳥獣の保護に関する契約を締結し、22箇所の指定診療施設において、153件の鳥獣の保護を行った。</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<p>(2) 希少野生生物の保護</p>		
<p>103 ①県レッドデータブックを活用し、希少野生生物の保護対策を検討するとともに、希少野生生物について県民や事業者へ広く普及啓発を図り、自然保護思想の高揚に努めます。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>・県レッドリストの見直し及び県レッドデータブックの改定に向け、各分類群ごとにワーキンググループを設置し、評価手法等を協議した。</p>
<p>104 ②希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、また、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し、行為規制や保全事業を推進します。【再掲】</p>	<p>自然保護課</p>	<p>・新規の鳥獣保護区2箇所を指定、指定期間が満了した25箇所の鳥獣保護区の存続期間を更新した。 ・希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物の指定を行った(植物1種)。</p>
<p>105 ③「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>・希少野生動植物を保護するため、希少野生動植物の指定を行った(植物1種)。</p>
<p>106 ④天然記念物に指定されている希少種や絶滅のおそれのある野生動植物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動植物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】</p>	<p>自然保護課</p>	<p>・希少野生動植物保護推進員を47名配置し、密猟・盗掘の監視等を行い、希少種の保護を図った。</p>
	<p>文化財課</p>	<p>文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき、指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を全県下に配置し、その巡視による天然記念物の保護を図った。</p>
<p>107 ⑤出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>・ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東干拓地区において、 ・ツル休遊地の借り上げ ・目隠し網、設置用資材の購入・設置 ・休遊地内のツルへの小麦給餌 ・ツル羽数調査 ・ツル渡去後の休遊地周辺農地の復旧等を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。</p>
<p>108 ⑥県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に努めます。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>ウミガメ保護対策連絡協議会を開催し、関係機関におけるウミガメ保護に関する情報共有を図ったり、市町村が設置するウミガメ保護監視員の設置の支援などを行った。</p>
<p>109 ⑦霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>「ノカイドウ保全対策連絡会」を開催し、環境省、霧島市、森林管理署等で情報共有を図るとともに、霧島連山自然保護協議会と連携して、ノカイドウの保全対策を図った。</p>
<p>110 ⑧奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。</p>	<p>自然保護課</p>	<p>「奄美自然体験活動推進協議会」に参画し、奄美地域の自然環境の保全のための普及啓発を実施した。</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
111 ⑨奄美大島などでは希少な野生動植物の密猟、盗掘・盗採などがみうけられることから行政機関、空港関係者等の関係者で情報共有を図りながら、その対策を実施し、さらには希少な野生動植物などの画像をアプリで認識させ、ICTを活用した密猟、盗掘対策などの取組みを行います。	自然保護課	奄美群島希少野生生物保護対策協議会において関係機関と希少種保護対策等の情報共有を図るとともに、タブレット等を活用して密猟等の取組を促進した。
(3) 動物の愛護と適正な管理		
112 ①飼い主のモラル向上についての啓発活動を行います。	生活衛生課	県ホームページ及びSNS上での情報提供等により県民等に対し、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発に関する情報発信を実施した。
113 ②動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。	生活衛生課	県動物愛護センター及び県内各保健所において、講習会等で、飼い主としての社会的責任について啓発を図り、動物と周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、関係法規の周知を実施した。
114 ③犬及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。	生活衛生課	県動物愛護センター及び学校等で動物愛護教室を実施し、動物愛護思想の普及啓発を実施した。
115 ④ノイヌ・ノネコ等による希少種の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。	自然保護課	ノイヌ・ノネコ対策検討会やネコ対策ワーキング等で国、関係市町、団体等と情報共有を図り、希少種保護対策に努めた。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>基本方針4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組</b>		
<b>4-1 地域における人と自然との関わり(環境文化)の伝承・記録・活用</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
<p>116 自然公園における環境文化の「聞き書き」実施と観光マップ等への活用(新)</p> <p>自然と共生する暮らし方について地域の高齢者等に話を聞き、今後の取組に反映したり、記録に残していく活動が様々な場面に広がっていくよう、環境文化の『聞き書き』運動(仮称)を国定公園や県立自然公園等を対象に推進します。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用されていくことが大切なことから、収集した情報について、県立自然公園の周遊マップ等へ活用します。さらに、奄美群島国立公園は環境文化型の国立公園であることから、国等の関係機関と連携して環境文化の把握・記録を行うとともに、世界自然遺産・国立公園・奄美世界遺産トレイルの保全管理や誘客における活用に努めます。</p>	自然保護課	<p>令和6年度は、蘭牟田池県立自然公園周辺地域(薩摩川内市、さつま町、始良市)のストーリー発掘のため、「聞き書き」を実施した。</p> <p>この「聞き書き」活動を通して、地域で古くから伝わる、自然と関わる伝統文化や慣習、技術など、シンボルとなり得る素材の掘り起こしに繋げた。</p>
<p>117 自然公園等における環境文化の自然体験メニューづくり支援(新)</p> <p>自然公園等を対象にして、地域の環境文化を活用した自然体験メニューの開発や広報活動を支援します。</p>	自然保護課	みしま県立自然公園及びその周辺で活動する団体に対し、支援を行った。
<b>4-2 屋久島環境文化村構想の推進</b>		
<b>【主な取組】</b>		
<p>118 ①屋久島めぐり推進協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。</p>	自然保護課	<p>広く全国から参加者を募り、自然を体験したり環境文化を学ぶため、屋久島のフィールドを活用した自然観察や島内の方々との交流を行った。</p> <p>&lt;屋久島自然・文化体験セミナー&gt; 開催回数:8回 参加者:102人</p>
<p>119 ②屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。</p>	自然保護課	<p>国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた世界遺産地域の適正な保全と利用について協議を行った。</p> <p>地域連絡会議:1回 幹事会:2回 科学委員会:2回</p>
<p>120 ③屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。</p>	自然保護課	<p>(公財)屋久島環境文化財団等が屋久島環境文化村センターの交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示等を行った。</p> <p>展示回数:4回 屋久島環境文化村センター入館者数49,261人 屋久島環境文化研修センター入館者数4,686人</p>
<p>121 ④屋久島で実施した環境文化の聞き書き事業の成果をウェブサイトや動画等を通じて広く普及啓発します。</p>	自然保護課	<p>(公財)屋久島環境文化財団が作成した環境学習プログラムを活用して宿泊研修、1日研修、短時間研修を行うグループの受入れを行った。</p> <p>・宿泊研修 3,114人 ・1日研修 414人 ・短時間研修 47人</p> <p>屋久島で実施した環境文化の聞き書き事業の成果について、PR動画と共に県ホームページ、県公式YouTubeチャンネルへ掲載し普及啓発を図った。</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>テーマ5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組</b>		
<b>5-1 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
122 生物多様性の向上につながる産業活動の奨励(継)  生物多様性保全と両立する再生可能エネルギーである森林バイオマス資源や、農業の本来有する自然循環機能を発揮させたIPM(総合的病害虫・雑草管理)等の環境に配慮した技術の普及が進められてきています。このような生物多様性の視点から見た優良事例の紹介等を通して、生物多様性の向上につながる取組が一層促進されるよう努めます。	自然保護課	-
	経営技術課	IPM技術実践者等の確保・育成を図るため、現地実証ほの設置や現地検討会等の取組を支援した。また、イベント等を通して、消費者へIPMのPRを実施した。
	エネルギー対策課	木質バイオマスのエネルギー利用設備の導入を検討する事業者に対して、情報提供や助言等を実施した。
123 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境との調和に配慮した農業等に関する鹿児島県の取組推進(新)  農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を実現するために施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき県内全市町村と共同で策定した県の基本計画を踏まえ、土着天敵等を活用したIPMや持続性の高い有機農業を推進し、生物多様性を含む環境との調和に配慮した農業等への取組拡大を図る。	経営技術課	「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、有機農業の拡大に資する取組(5市町)、環境負荷低減に資する実証活動(4地区)、地域資源を活用した資材製造施設整備(1地区)等を支援した。
<b>【主な取組】</b>		
(1) 農業における取組		
○生物多様性保全をより重視した農業生産の推進		
124 ① 農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、減農薬・減化学肥料・有機農業などの環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を推進します。また、これらの取組を推進するため、農業生産工程管理(K-GAP等)の普及推進やIPM技術実践者等の確保・育成を図ります。	経営技術課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食と農の指導者研修の開催(小中学校、養護学校教諭等47人)</li> <li>・学校等を対象とした食育の支援(実施校110校、支援回数206回、支援人数6,411人)</li> <li>・県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として登録(令和6年度登録実績:11店)</li> <li>・地産地消の積極的な情報発信役となる県民を「地産地消推進サポーター」として登録(令和6年度登録実績:4人)</li> <li>・県産食材の理解促進を図るため、学生を対象に県産食材の活用やPR方法等のアイデアを募集し、取組を支援等の取組を実施(応募件数89件、10校)</li> </ul>
	かごしまの食輸出・ブランド戦略室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及組織及びJA職員等の指導員育成(基礎研修受講39人)</li> <li>・GAP推進セミナーの開催(1回、参加者89人)</li> <li>・K-GAPについて、国が定める国際水準GAPガイドラインに準拠した制度に見直し(新制度の運用R7.4~)</li> </ul>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
125 ②農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理、温室効果ガスの削減など、環境と調和した農業を研修会等を通じて推進します。	経営技術課	環境と調和した農業推進研修会を開催した。
	畜産振興課	-
126 ③地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の普及・定着を図るため、鹿児島ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かし、すべての県民に対し、食に対する正しい知識の習得や農林水産業への理解促進を図ります。	かごしまの食輸出・ブランド戦略室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食と農の指導者研修の開催(小中学校、養護学校教諭等47人)</li> <li>・学校等を対象とした食育の支援(実施校110校、支援回数206回、支援人数6,411人)</li> <li>・県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として登録(令和6年度登録実績:11店)</li> <li>・地産地消の積極的な情報発信役となる県民を「地産地消推進サポーター」として登録(令和6年度登録実績:4人)</li> <li>・県産食材の理解促進を図るため、学生を対象に県産食材の活用やPR方法等のアイデアを募集し、取組を支援等の取組を実施(応募件数89件、10校)</li> </ul>
127 ⑤伝統野菜については、鹿児島の人や風土と関わりが強く、郷土の食文化を支えてきた野菜として、農産物直売所等での販売などの地産地消を基本に、地域農業が元気になるような取組として推進します。また、栽培に当たっては、関係機関と連携の上、必要に応じて技術的支援を行います。	農産園芸課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページを活用し、伝統野菜の由来や特徴、調理方法等の情報発信に努めるとともに、栽培方法等に関する問合せに対応した。</li> </ul>
○生物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進		
128 ①家畜排せつ物等の地域資源を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。	経営技術課	健全な土づくりの指導指針に基づき、堆肥腐熟度判定研修会等を開催し、良質堆肥の施用による土づくりを推進した。
129 ②土壌診断に基づく適正施肥及び有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量の低減を推進します。	経営技術課	土壌診断を県、市町村、関係団体等において実施するとともに、診断結果に基づく適正施肥を指導した。
130 ③土壌還元消毒や天敵活用等のIPM技術の確立と普及推進による化学合成農薬の使用量の低減を推進します。	経営技術課	現地実証ほの設置や現地検討会を通じて、技術普及や農業者等へのIPMに関する情報発信を行うとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組を推進した。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
○水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進			
131	①農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	農地保全課	農業用排水路やため池の整備については、事業計画策定時に開催する「環境情報協議会(構成員:地域の代表者や学識経験者等)」において出された意見等を踏まえ、環境等に配慮した工法等により整備を行った。
○農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興			
132	①条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	農村振興課	荒廃農地の発生防止等のため、中山間地域等の条件不利地域に対して、平地との生産費の差を支援する中山間地域等直接支払交付金を、27市町村、約7千haに、約7億6千万円を交付した。
133	②農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域ぐるみの活動を推進します。	農村振興課	農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上に取り組む、水土里サークル活動を展開する41市町村の組織に対して、多面的機能支払交付金を交付した。 ※取組見込面積:約4万8千ha
134	③農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。	農村振興課	都市と農村の交流人口拡大のため、地域内の多様な主体と連携を強化し、旅行者の安心・安全な受入体制の整備や地域資源を活用したグリーン・ツーリズム、農泊の取組を推進した。
(2)林業における取組			
○重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方			
135	①地域森林計画において、森林の機能(水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。	森林経営課	北薩地域森林計画において、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示し、森林所有者等が適切な森林施業を実施するための規範となる市町村森林整備計画作成のための指針を市町村に対して示した。
136	②スギ・ヒノキの人工林については、適切な間伐を積極的に推進するとともに、立地条件や県民のニーズ、森林所有者の森林経営に関する意向等に応じて、複層林化、長伐期化、針広混交林化、広葉樹林化など、多様な森林への誘導を図ります。	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
		かごしま材振興課	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
137 ③天然広葉樹林については、公益的機能の発揮や有用樹種の育成を図るため、必要に応じ、不用木の除去等の適切な整備を推進します。	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
138 ④奄美大島及び徳之島においては、世界自然遺産の緩衝機能を発揮するため、「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づく施行を推進します。	大島支庁建設課、大島支庁林務水産課、奄美世界自然遺産室	関係機関・団体を招集し、奄美大島で情報交換会と勉強会、徳之島で勉強会を実施した。
○多様な森林づくりの推進		
139 ①地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森林づくりを推進します。	森づくり推進課	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で0.69ha実施した。
140 ②それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。	森林経営課  かごしま材振興課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。  立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。
141 ③スギ・ヒノキの人工林については、良質な木材生産と公益的機能の高度発揮に向け、計画的な間伐や造林、保育等の森林整備を推進します。特に間伐については、施業の集約化、低コスト作業システムの普及・定着、間伐材の生産・利用の促進等による収益性の向上に努めながら計画的に推進します。	森林経営課  かごしま材振興課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。  立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。

行動計画		担当課	R6年度の実施状況
		森林経営課	森林経営計画の促進を図るため、62.5haの森林で実施する、森林情報の収集、森林調査及び森林所有者への合意形成活動等を支援した。
142	④間伐遅れの人工林については、立地条件などを踏まえ、間伐の優先実施や広葉樹林化、広葉樹との混交林化など、それぞれの森林に最適な整備手法を確立・普及し、計画的な解消に努めます。	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
		かごしま材振興課	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。
143	⑤主伐後の適切な再造林や樹下植栽、広葉樹林化を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
144	⑥森林の施業・育成技術や森林・緑化木等の病虫害防除対策、機械化作業システムなど、各種施策の推進に必要な調査研究を進めるとともに、基礎的研究を含む分野については、国や大学等の研究機関との連携強化や共同研究を推進します。	森林経営課(森林技術総合センター)	エリートツリーの初期保育手法を検討するため、大学と協力して植栽試験地の設定や成長調査を実施した。 また、国内初確認のソテツの害虫(ソテツシロカイガラムシ)の防除手法等について、国や大学等の研究機関とのプロジェクト研究として実施した。
145	⑦森林所有者や林業事業者に対する林業技術の改善や林業経営の合理化等に関する指導を推進します。また、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導等を通じて、市町村が展開する森林・林業施策の円滑な実施を支援する人材の養成等を進め、地域の特性を踏まえた森林整備や林業振興を総合的に指導します。	森林経営課(森林技術総合センター)	将来の地域林業を担う若手の林業従事者等に対して、地域リーダー養成講座を開催し、林業技術の改善や林業経営の合理化等を指導した。
146	⑧成長が良く、花粉が少ないなどニーズに対応した苗木の生産体制を整備し、適切な更新を促進します。	森林経営課	少花粉スギ等花粉症対策品種による母樹造成を行った。
147	⑨持続可能な森林経営を推進し、森林資源の高付加価値化と販路拡大を図るため、森林認証取得の取組を促進します。	森林経営課	・森林認証制度と森林認証材の普及啓発を図るために必要な設立準備会及び地区協議会を開催 ・森林認証取得に係る審査資料作成費用を支援
○森林の適切な保全・管理			
148	①海岸砂地の森林の維持・造成に資するため、マツ材線虫病に対して、より抵抗性の強いマツ苗木の供給体制の充実を図ります。	森林経営課	県営採種圃から供給された抵抗性クロマツの種子により苗木生産を行い、優良な苗木の生産・供給の充実を図った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
○都市と山村の交流・定住の促進		
149 ①地域林業のリーダーとしての指導林家、青年林業士等の養成・活動支援や地域の林業研究グループの活動促進を通じて、林業後継者の育成を図るとともに、小・中学校等の児童生徒や県民を対象とした体験学習活動を推進し、森林・林業に対する理解の醸成を図ります。	森林経営課(森林技術総合センター) 森づくり推進課	地域林業のリーダーとなる指導林家や指導林業士及び青年林業士の活動支援や新規認定等により地域林業の振興を図った。 また、各地域の林業研究グループについて技術指導や活動促進を通じて林業後継者の育成を図った。さらに、小中学校や高校等の児童・生徒に対して、森林環境教育を実施し、森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め、将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成を図った。
150 ②森林整備活動や木材の生産、多様な地域資源を生かした特用林産物の生産振興等による就業機会や所得の確保を図るとともに、里山林等を活用した体験活動、森林整備活動等を通じた都市住民との交流の促進、生活環境の整備等により、山村地域の活性化を図ります。	森林経営課	特用林産物の生産振興を図るため、たけのこ、しいたけ、枝物の生産者養成講座の開催等を通じ担い手の育成を図ったほか、竹林改良等の生産基盤の整備するとともに、竹製品まつり等各種イベントの開催により需要拡大に取り組んだ。
	森林経営課	森林の有する多面的な機能を発揮させるため、再造林1,242ha、間伐1,428ha等の森林整備を支援した。
	かごしま材振興課	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。
	森づくり推進課	森林所有者や地域住民等が協力して、森林の有する多面的な機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組を6団体が実施した。
	森づくり推進課	・県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動を支援し、県民の森林・林業に関する理解と森林づくりへの参加の促進を図った。 ・令和6年度は33団体、5,241名の県民が様々な森林の体験活動に参加した。
○県産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展		
151 ①木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さの普及を推進します。	かごしま材振興課	・木育インストラクター(53名)による木育活動(321回)や木造施設等の整備、「かごしま木材まつり木製品展」の開催や「かごゆいテラス」において木製品の展示PRを行い、県産材を利用する意義や木の良さを県民に対し広く普及した。 ・地域の木材を使用して積極的に家づくりに取り組む工務店を「かごしま緑の工務店」として登録し、同工務店が行う「環境にやさしいかごしまの木の家づくり」を推進する活動に対して支援した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
(3)水産業における取組		
152 ①地域の主要魚種については、魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針を定め、この指針に沿って漁業者等が自主的に行う資源管理協定の策定を促進します。	水産振興課	魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針に基づき、漁業者等が自主的に行う資源管理協定の策定及び見直しを指導するとともに、履行状況の確認を行った。
153 ②地域の主要魚種以外の魚種についても、自主的な資源管理に関する計画づくりを促進し、地域や資源の状況に応じた資源管理を推進することで、資源の再生産と持続的利用を図ります。	水産振興課	資源の持続的利用を図るため、漁業者等が自主的に行う資源管理協定の策定及び見直しを指導するとともに、履行状況の確認を行った。
154 ③資源管理方法を検討する上で必要となる情報の収集のため、本県は、生態調査、漁獲調査及び漁場環境調査等を行い、得られた知見を漁業者等へ提供するとともに、最適な資源管理の方法を検討し、漁業者等が行う資源管理計画づくりの指導を行います。	水産振興課	資源の持続的利用を図るため、漁業者等が自主的に行う資源管理協定の策定及び見直しを指導するとともに、履行状況の確認を行った。
155 ④河川・湖沼の環境の維持保全を図るとともに、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除活動の支援や適正な種苗放流等の実施により、自然環境や生態系に配慮した資源増殖の取組を推進します。	水産振興課	本県の河川、湖沼等に生息する有用魚種に被害を及ぼすブラックバス、カワウ等食害生物の生息調査や駆除を実施する漁協等の活動を支援した。 また、ウナギ養殖業については、ウナギ資源の保護増殖対策を図るため標識放流調査等を実施するとともに、県養鰻管理協議会等の資源回復等の取組を支援した。 その他、アユ等の放流活動を通じた小学生への環境学習により、水辺の環境保全の推進を図った。
156 ⑤本県の沿岸・沖合漁場における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、海域特性に応じて、沈設魚礁や浮魚礁、築いそ等を効果的に設置することにより、有用魚類の集魚効果を高め、水産資源の有効利用と生産力の増大及び効果的な操業の実現を図ります。	漁港漁場課	魚礁設置等による広域的な漁場整備を行い、水産資源の維持・増大を図った。
157 ⑥水産物の産卵、基礎生産を担う有用生物の発生促進及び幼稚仔魚や磯根資源等の保護、育成の場となる増殖場等の整備を進めます。	漁港漁場課	魚介類の餌場や産卵場、幼稚魚の保育場としての機能が期待される増殖場の整備により、漁場環境の維持・保全を図った。
158 ⑦漁業法改正に伴う資源評価対象魚種とTAC対象魚種の拡大等、資源管理の高度化により、水産資源を持続的に利用可能な最大の漁獲量を達成できる水準の維持・回復を図ります。	水産振興課	特定水産資源の適正な管理を行うため、県資源管理方針を随時見直すとともに対象資源の毎月の漁獲量把握及び県への報告を行い、漁業者等に対し、漁獲量に応じた指導を行った。
159 ⑧漁業者が行う海面・内水面の生態系・環境の保全、交流・学習の場の提供など、水産多面的機能の発揮に資する活動を支援し、漁村の再生・活性化を図ります。	水産振興課	漁業者が行う海面・内水面の生態系・環境の保全、交流・学習の場の提供など、水産多面的機能の発揮に資する活動を支援を行った。
<b>5-2 生物多様性に配慮し、生物多様性保全に貢献する事業活動の推進</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
160 鹿児島県の企業を対象にした生物多様性アワードの創設(新) 県内で生物多様性の保全に配慮した事業を進めた企業や、生物多様性保全へ貢献する商品等を提供する企業を対象にした表彰制度を奨励措置として創設し、企業における生物多様性への配慮や生物多様性保全への貢献を促進する。	自然保護課	-
<b>〈主な取組〉</b>		
161 ①SDGsに積極的に取り組む県内の企業等を登録し、その情報を広く発信する「鹿児島県SDGs登録制度」を周知するとともに、その登録を推進します。	計画管理室	鹿児島県SDGs登録制度について、第3回の登録を実施した。 登録者:118者

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>5-3 生物多様性に配慮した公共事業の推進</b>		
<b>〈主な取組〉</b>		
<p>162 ①「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を活用して奄美群島における公共事業において環境配慮を推進します。</p> <p>世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島において、世界自然遺産地域及び周辺地域の緩衝機能の強化を図るため、スギやリュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】</p>	<p>大島支庁建設課</p> <p>大島支庁林務水産課 大島支庁建設課 奄美世界自然遺産室</p> <p>奄美世界自然遺産室</p>	<p>役勝川において、近自然工法による多自然川づくりを実施した。</p> <p>近年の松くい虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。</p> <p>「奄美大島、徳之島における公共事業の環境配慮指針」の運用に努めるよう関係機関に依頼するとともに、指針の改訂やハンドブックの作成等を検討した。</p>
<p>163 ②道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。</p>	<p>道路建設課</p> <p>道路維持課</p>	<p>道路法面における植生基材吹付工等の種子については、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、無種子での植生とし、生態系の保全に努めている。 また、奄美大島においては、切土・盛土による地形改変を少なくするため、仮設工事においても棧橋工や土留めのある掘削方法の採用に努め、屋久島においては、希少植物への影響を避けるよう、環境改変を抑えたEPS工法での施工を行った。</p> <p>道路法面における植生基材吹付工等の種子配合については、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、在来種のみ、または無種子での植生とし、生態系の保全に努めている。</p>
<p>164 ③河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。</p>	河川課	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。</p>
<p>165 ④魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。</p>	河川課	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。</p> <p>頭首工の整備については、事業計画策定時に開催する「環境情報協議会(構成員:地域の代表者や学識経験者等)」において出された意見等を踏まえ、環境等に配慮した工法等により整備を行った。</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
166 ⑤各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ(野生生物が生息できる空間)の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	かごしま材振興課	奄美大島及び徳之島における林道事業の実施にあたり、貴重な動植物の有無についての調査を行い生息環境等に配慮した法面・排水対策等を実施した。
	農地整備課	水路の整備において、生態系調査や、水生生物の移動を事前に行うとともに、生態系調査により把握された生物に配慮するエリアを設け、生育環境確保に努める。また、用排水路整備を行うにあたり、環境ブロックを使用するなど環境配慮に努めた。
167 ⑥農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	農地保全課	農業用排水路やため池の整備については、事業計画策定時に開催する「環境情報協議会(構成員:地域の代表者や学識経験者等)」において出された意見等を踏まえ、環境等に配慮した工法等により整備を行った。
168 ⑦海岸保全施設の整備にあたっては、地域の特性に応じて生物多様性に配慮した整備を推進します。	河川課	人工リーフ(海中にブロックを据付)の整備箇所において、環境影響調査を実施し、設置したブロックにサンゴが成長していることを確認した。
169 ⑧漁港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	漁港漁場課	R6年度は実施箇所なし。
170 ⑨漁港の景観の保持、美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地等の施設整備を行います。	漁港漁場課	駐車場及びトイレに係る実施設計を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
5-4 化学物質や海洋プラスチックごみなど非生物的要因への対応		
〈主な取組〉		
171	①人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境保全課 環境省からの委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令和6年度は、モニタリング調査(水質、底質、生物、大気)及び詳細環境調査(水質)を実施した。
172	②化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境保全課 化学物質排出把握管理促進法に基づき、令和6年度は436事業所からのPRTR(化学物質排出・移動量届出制度)届出があり、これを受け付け、国に送付した。
173	③化学物質の環境への影響や濃度等について、調査研究や情報収集に努めます。	環境保全課 有害大気汚染物質について、環境モニタリング(4地点)(鹿児島市調査分を含む)を実施した。 調査結果については令和7年7月に公表予定である。
174	④ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源対策を進めます。	環境保全課 ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。
		廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物焼却施設からの排出ガス(7施設)や最終処分場の放流水(6施設)・地下水(8施設)の調査及び設置者による測定の結果に基づき、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。
175	⑤大気や公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	環境保全課 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施した。 調査結果については県ホームページに掲載した。
176	⑥水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。	環境保全課 有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。
177	⑦良好な土壌環境を保全するため、土壌の環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理等を促進します。	環境保全課 有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。
178	⑧公共用水域(河川、湖沼、海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。【再掲】	環境保全課 環境基準類型指定水域の37河川42水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の10河川1湖沼11水域(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。 調査結果については県ホームページに掲載した。
179	⑨海洋ごみに関するリーフレットの作製・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海洋等清掃について普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課 海洋プラスチックごみ問題に関する体験型の普及啓発イベントを開催した。啓発グッズ及びリーフレットを作成し、各種イベント等において配布した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>5-5 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全</b>		
〈主な取組〉		
180	①環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境林務課 環境影響評価法に基づき、事業者や国に対し、環境影響評価が適正かつ円滑に行われるよう環境の保全の見地からの意見を述べた。
181	②環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について、知見の集積を図ります。	環境林務課 各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。
182	③環境影響評価において、国が作成した「環境アセスメントデータベース」や「猛禽類保護の手引き」等のガイドラインの活用を促します。	環境林務課 事業者から環境影響評価における相談があった場合に、国が作成したガイドライン等の活用を促した。
183	④国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	地域政策課 国土利用計画法に基づく土地売買等届出に対して、土地の利用目的の審査(周辺の環境の保全等)を行い、届出者に対し適正な土地利用の確保を図るよう指導を行った。 R6処理件数: 555件
		地域政策課 大規模取引事前指導要綱に基づく事前指導届出は、土地取引前に事業計画内容(自然環境保全計画等)を審査することにより、法令等の手続きや開発に伴う留意事項の指導を目的としている。 届出は任意性であり、R6の実績はない。
		地域政策課 鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議が、開発者から提出された際は、事業計画内容等が基準(自然環境との調和、自然保護及び環境保全の配慮等)に適合しているか審査し、適合すると認めるものに対して土地利用の承認を行っている。 R6の実績はない。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
テーマ6 自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化するための取組		
6-1 生物多様性の保全と両立した気候変動対策・防災・減災の推進		
<b>【戦略的な取組】</b>		
<p>184 屋久島をモデルとした脱炭素型社会と自然共生型社会の形成(継)</p> <p>ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、“CO2フリーの島づくり”に取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。</p>	地球温暖化対策室	<p>・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。</p> <p>・屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の増刷及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催を通じ、情報発信を行った。</p>
<p>185 民間団体等が取り組む小さな自然再生への支援拡大(新)</p> <p>みんなの生物多様性サポーター事業による自然再生への活動支援、自然共生サイトの認定支援、民間団体や地方公共団体が実施する広葉樹林、針広混交林、里山、マングローブ林等の森林、湿原、藻場、干潟、サンゴ礁等の自然再生への関係部局を通じた取組支援を通じ、民間団体等が取り組む小規模な自然再生への支援を拡大する。【再掲】</p>	自然保護課	<p>県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援する「みんなの生物多様性サポーター支援事業」を実施した。</p> <p>令和6年度：10団体</p>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>〈主な取組〉</b>		
186 ①森林は、CO2の吸収や再生産可能で長期にわたって炭素を貯蔵できる木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現に重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の推進や企業等による森林整備の促進、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質バイオマスの有効利用への普及啓発を進めます。	森林経営課、 かごしま材振興課	(森林経営課) 森林の有する多面的な機能を発揮させるため再造林1,242ha等の森林整備を支援した。  (かごしま材振興課) 立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、1,428haの間伐を支援した。
187 ②木質バイオマスの発電施設やボイラー整備に対する支援を行います。	エネルギー対策課	木質バイオマスのエネルギー利用設備の導入を検討する事業者に対して、情報提供や助言等を実施した。
188 ③林地残材や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	エネルギー対策課	畜産バイオマスエネルギー利用に係る情報を調査・整理し、事業者や市町村職員、JA等へ提供することで、畜産バイオマスエネルギー利用の拡大及び活性化を図った。
	かごしま材振興課	林地残材等を木質バイオマス発電の燃料等に活用するため、収集や運搬等の効率化に向けた取組や燃料製造施設に対して安定稼働に向けた指導を行った。
189 ④環境家計簿の普及啓発など、CO3を出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。	地球温暖化対策室	「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民・事業者・行政が一体となって環境保全の実践行動を行った。 電気・水・燃料などの省エネ活動の普及啓発のため、毎月5日を「エコライフデー」に設定し、県ホームページやチラシ・リーフレットを作成し、情報発信を行った。
190 ⑤ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっている世界自然遺産の島・屋久島において、「CO2フリーの島づくり」を推進します。	地球温暖化対策室	・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の増刷及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催をとおし、情報発信を行った。
191 ⑥気候変動が生じることを前提に、その適応策のあり方を検討している国等の動きについて情報収集を行い、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、生物多様性保全の観点から、必要な適応策を推進します。	地球温暖化対策室	・令和5年度に改定した本県における地域気候変動適応計画を踏まえた気候変動適応に関するリーフレットを作成し、気候変動適応に関する普及啓発を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
192 ⑦藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。【再掲】	水産振興課(水産技術開発C)	県内各地において藻場モニタリング調査を実施し、海草・海藻の繁茂状況を把握した。藻場造成試験を実施し、食害防除技術の向上を図った。漁業者が取り組む藻場や干潟、サンゴ礁の回復活動への支援・指導を行った。
193 ⑧オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。	自然保護課	良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施した。令和6年度に15匹のオニヒトデを駆除した。
194 ⑨生態系ネットワークの形成(再生)の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。【再掲】	自然保護課	改定後の生物多様性鹿児島県戦略2024-2033を関係機関等へ配布し、周知を図った。また、各種会議等で戦略の概要を紹介し、周知を図った。
195 ⑩水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。【再掲】	森づくり推進課	地域住民等が共同して行う下草刈りや階段補修等の地域活動を9か所、高齢木の択伐等を行う更新伐を169.7㎡実施した。
196 ⑪CO2吸収源対策や遮熱緩和対策等の観点から、都市公園内の樹木や街路の植樹帯の保全・更新を図ります。	都市計画課	吉野公園、吹上浜海浜公園、大隅広域公園、北薩広域公園、石橋記念公園、谷山緑地の樹木の適正な管理を行った。また、川尻蒲山川線、松原帖佐停車場線、国道269号、国道447号、日当山敷根線、国道504号、国道58号、竜郷奄美空港線において、植樹帯の再整備を行った。
197 ⑫農業用水の水力エネルギーを活用した、小水力発電施設の整備に対する支援を行います。	農地整備課	農村地域における地域資源を活用して農業生産の補完等を行うために整備した施設の更新及び機能強化を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>6-2自然を活かした観光の振興</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
198 県立自然公園の満喫周遊事業の推進(新) 県立自然公園を対象にして、公園内の魅力を凝縮した、自然を満喫できる体験メニューや周遊モデルコース等の造成やHP等による発信、自然体験活動の立上げ等のスタートアップ支援を行い、誘客や広域周遊を促進します。	自然保護課	蘭牟田池県立自然公園の周遊マップを作成し、県観光サイトへ掲載して情報発信した。 三島村の2団体にスタートアップの支援を行った。
199 世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討(新) 奄美群島の8つの有人島を対象に設定した「世界自然遺産奄美トレイル」の活用を推進するとともに、自然・文化における奄美群島との共通点が多いカラ列島及び沖縄県域を含む琉球列島における南北ネットワーク化の可能性を検討します。	自然保護課、 奄美世界自然遺産室	「世界自然遺産奄美トレイル」の利活用推進のため、イベント等におけるPRや、関係者との意見交換を実施した。
200 奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定(新)  世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスタープラン」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。	自然保護課  奄美世界自然遺産室	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議:2回 幹事会:2回 科学委員会:2回  「奄美群島持続的観光マスタープラン」の改訂に向けて、ヒアリングやアンケート調査を実施した。
<b>【主な取組】</b>		
201 ①国等の関係機関と連携し、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現する「国立公園満喫プロジェクト」の取組を霧島錦江湾国立公園等を対象に展開し、受入環境整備を進めます。	自然保護課	国立公園満喫プロジェクト地域部会における具体的な検討テーマを設定した。
202 ②美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。	PR観光課	本県を訪れる観光客の受入体制の充実を図るため、景観を楽しみながら散策や周遊ができるスポット等を対象として、地域素材を生かしたにぎわい空間や体験空間の創出、沿道修景、街並み整備などの景観整備や分かりやすい案内標識の整備を行い、周遊ルートや広域観光ルートの拠点となる「魅力ある観光地づくり」を推進した。 【にぎわい回廊整備】 13地区(県内各地) 【観光かごしまサイン整備】 32箇所(県内一円)
203 ③観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、豊かな自然を生かした体験型観光を促進します。	自然保護課  奄美世界自然遺産室	広く全国から参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を行った。 参加集落:10集落 実施回数:106回 参加者数:598人  奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施することによりガイドの能力向上を図るとともに、各ガイドがエコツアーを実施することにより体験型観光を促進した。 <認定ガイド数(R7.3月末現在)> ・奄美大島 131名 ・喜界島 11名 ・徳之島 24名 ・沖永良部島 18名 ・与論島 21名

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
204 ④観光客等に対し一定の入域制限のもと、レクチャー受講や認定ガイド同伴を義務づけることにより、自然環境の保全と地域のブランド力の向上を同時に図り、自然性の高い地域での利用適正化の取組を進めます。	自然保護課 奄美世界自然遺産室	奄美大島・徳之島の保護上重要な地域(金作原、湯湾岳、奄美市道三太郎線、林道山クビリ線)において利用ルールを運用するとともに、連絡会議を開催して利用の適正化について協議した。 ＜令和6年度 実施状況＞ ・奄美大島利用適正化連絡会議 3回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回
205 ⑤世界自然遺産地域や国立公園等での環境保全活動への参画を目的とした環境保全型ツアーや自然地域に観光客が立ち入った際に環境保全のために一定の費用を負担する制度など、観光客の増加が直接的に対象地域の自然環境保全に貢献する仕組み作りについて検討します。	自然保護課  奄美世界自然遺産室	「屋久島山岳部保全利用協議会」において、入山者を対象に日帰り1,000円、山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」制度を平成29年2月から開始し、収納金の使途や収納方法等について協議した。  奄美市道三太郎線において利用ルールを運用するとともに、連絡会議を開催して利用の適正化について協議した。 ＜令和6年度 実施状況＞ ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回
206 ⑥国や市町村等の関係機関と連携して、国立・国定公園における自然体験活動促進計画の策定促進等に努めます。	自然保護課	自然体験活動促進計画の策定には至っていない。
207 ⑦農村地域における農泊や都市農村交流などの自然・文化・人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを促進します。【再掲】	農村振興課	都市と農村の交流人口拡大のため、地域内の多様な主体と連携を強化し、旅行者の安心・安全な受入体制の整備や地域資源を活用したグリーン・ツーリズム、農泊の取組を推進した。
208 ⑧甬島国定公園において、「甬島ツーリズムビジョン」等を踏まえ、公園計画の点検、指定植物の指定等、保護と利用の好循環形成に向けた取組や支援を進めます。	自然保護課	甬島国定公園の指定植物リスト案を環境省に提出した。
209 ⑨エコツーリズム推進全体構想の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。	自然保護課	エコツーリズムの推進に向けて各協議会と連携し、各種検討を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
基本方針7 2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組		
7-1 世界自然遺産・屋久島での取組		
【戦略的な取組】		
210 奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定(新)  世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスタープラン」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。【再掲】	自然保護課 奄美世界自然遺産室	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議：2回 幹事会：2回 科学委員会：2回  「奄美群島持続的観光マスタープラン」の改訂に向けて、ヒアリングやアンケート調査を実施した。
211 屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成  ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づくりに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】	地球温暖化対策室	・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の増刷及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催を通し、情報発信を行った。
	自然保護課	屋久島山岳部への過剰な車両乗り入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、3月～11月の間、縄文杉荒川線の車両乗り入れを規制した。
【主な取組】		
(1)世界自然遺産地域としての環境保全の取組		
212 ①世界自然遺産に登録された地域における世界的にもまれな樹齢数千年のヤクスギをはじめとする優れた自然環境や植生の垂直分布などの特異な生態系といった「顕著で普遍的な価値」の適正な保全と利用の実現に努めます。	自然保護課	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議：2回 幹事会：2回 科学委員会：2回
213 ②自然環境保全に係る財源を確保するため、利用者から一定の協力を得られる仕組みを構築することや山岳部における携帯トイレの導入促進等による自然保護の充実、さらに、屋久島町エコツーリズム推進全体構想や屋久島世界遺産地域管理計画を踏まえ、適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入に向けて、国や町と検討します。	自然保護課	「屋久島山岳部保全利用協議会」において、入山者を対象に日帰り1,000円、山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」制度を平成29年3月から開始している。 また、携帯トイレのリーフレット(英語版)の作成・配布を行い、携帯トイレの利用促進を図った。
214 ③関係機関と連携して、屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部環境保全協力金の収受率の向上に努めます。	自然保護課	国・県・町・観光協会等で構成する「屋久島山岳部保全利用協議会」において、屋久島山岳部保全協力の収受率向上に向け協議を行った。 <主な対策> ・チラシ等の掲示による募金のPR
215 ④ヤクシカによる生態系や農林業被害が確認されているため、第二種特定鳥獣(ヤクシカ)保護管理計画に基づいて、国や町と連携して、被害抑制のための個体数調整や防護柵設置等の対策を推進します。	自然保護課	・ヤクシカ個体群の同行を把握するため、糞粒法による生息密度・個体数の推定を行った。

行動計画			担当課	R6年度の実施状況
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカ・ワーキンググループと県特定鳥獣管理検討委員会の合同会議を開催し、第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画に基づく取組内容を検討し、科学的、順応的な個体群管理に努めた。</li> <li>・指定管理鳥獣捕獲等事業により、ヤクシカの捕獲を行った。</li> </ul>

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
(2)環境文化村構想の推進		
216 ①屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島環境文化村構想の先導的事業として環境学習を位置付け、フィールドミュージアム(自然の博物館)としての様々な環境学習プログラム、屋久島の山・森・海などの自然や屋久島で営まれている生活・生産等を素材とした自然体験型環境学習、「里のエコツアー」などのエコツーリズムの実施を促進します。	自然保護課	(公財)屋久島環境文化財団が、屋久島の自然をフィールドに自然体験環境学習等を行った。 <主な取組> ・自然・文化体験セミナー 8回(102人) ・ふるさとセミナー 5回(340人)
	自然保護課	屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターの老朽化に伴う設備の更新、台風被害の復旧等を行った。 (R6実績) 【屋久島環境文化村センター】 ・雨漏り対策工事 ・ガードパイプ修繕 ・台風被害復旧 【屋久島環境文化研修センター】 ・雨漏り対策工事 ・公用車(マイクロバス)更新
217 ②「自然・文化体験セミナー」や「里のエコツアー」などの各種イベントや留学生のホームステイの受け入れを通じた交流の実施により、国内外に向けて、自然や生態、生活文化や民俗、環境保全等に関する情報を発信します。	自然保護課	(公財)屋久島環境文化財団が屋久島の自然や生活文化等に関する情報を国内外に発信するため、屋久島環境文化村中核施設を拠点に各種取組を行い、財団ホームページやフェイスブックにより国内外に広く情報発信を行った。 ・自然・文化体験セミナー 8回(102人) ・屋久島研究講座 6回(147人)
218 ③屋久島里めぐり推進協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。【再掲】	自然保護課	広く全国から参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を行った。 参加集落:10集落 実施回数:106回 参加者数:598人
219 ④屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。【再掲】	自然保護課	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた世界遺産地域の適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議:2回 幹事会:1回、WEB1回 科学委員会:WEB2回
220 ⑤屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。【再掲】	自然保護課	(公財)屋久島環境文化財団等が屋久島環境文化村センターの交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示等を行った。 展示回数:4回 屋久島環境文化村センター入館者数49,261人 屋久島環境文化研修センター入館者数4,686人
	自然保護課	(公財)屋久島環境文化財団が作成した環境学習プログラムを活用して宿泊研修、1日研修、短時間研修を行うグループの受け入れを行った。 ・宿泊研修 3,114人 ・1日研修 414人 ・短時間研修 47人

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>7-2 世界自然遺産・奄美群島での取組</b>		
<b>【戦略的な取組】</b>		
221	世界自然遺産奄美トレイルの活用推進及び南北ネットワーク化に関する検討(新) 奄美群島の8つの有人島を対象に設定した「世界自然遺産奄美トレイル」の活用を推進するとともに、自然・文化における奄美群島との共通点が多いカラ列島及び沖縄県域を含む琉球列島における南北ネットワーク化の可能性を検討します。【再掲】	自然保護課、奄美世界自然遺産室 「世界自然遺産奄美トレイル」の利活用推進のため、イベント等におけるPRや、関係者との意見交換を実施した。
222	奄美群島及び屋久島における持続可能な観光の推進に関する新たな計画の策定(新)  世界自然遺産登録前に県が作成した「奄美群島持続的観光マスタープラン」を関係機関と連携して改訂し、奄美群島の持続可能な観光の推進に関する今後の方針を定めます。また、屋久島においても、「世界自然遺産地域管理計画」に基づき、関係機関と連携して、持続可能な観光の推進に関する計画を定めます。【再掲】	自然保護課、奄美世界自然遺産室 国・県・市の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議: 2回 幹事会: 2会回 科学委員会: 2回  「奄美群島持続的観光マスタープラン」の改訂に向けて、ヒアリングやアンケート調査を実施した。
223	奄美群島の世界自然遺産地域及び周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化)  世界自然遺産に登録された奄美大島及び徳之島において、世界自然遺産地域及び周辺地域の緩衝機能の強化を図るため、スギやリュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】	大島支庁林務水産課 近年の松くい虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。  自然保護課 国が定めた奄美群島国立公園第2種特別地域の行為の許可基準の特例に基づき、許可を行った。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>＜主な取組＞</b> <b>(1) 自然環境の保全</b>		
224 ①希少野生動植物や森林生態系を保全するため、世界自然遺産地域内の県有地の保全管理します。	自然保護課	奄美大島の遺産地域内の県有地において、年15回の巡視、路面の維持管理や倒木処理、土砂崩れ等の応急対応を行った。
225 ②国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、国立公園等における生物多様性保全上、重要な地域を保護します。	自然保護課	奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島・徳之島)を開催し、盗採防止パトロールや希少種保護、外来種対策等について協議・検討を行った。
226 ③国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、指定希少野生動植物の指定や調査等を通じて希少な野生動植物の保護対策を推進します。	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に生息・生育している希少野生動植物を保護するため県希少野生動植物保護条例に基づき希少野生動植物2種指定を行った(コウナガカワスナガニ・ヨウナンカワスナガニ)</li> <li>・奄美群島希少野生生物保護対策協議会で各関係機関等と希少種保護対策の情報共有を図り、希少野生動植物の保護対策を推進した(奄美大島・徳之島)。</li> </ul>
227 ④国、関係自治体、自然保護団体等と連携して、指定外来動植物の指定及び防除、特定外来生物の防除の推進等を通じて、侵略的外来種への対策を推進します。	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物のシロアゴガエルの拡散を防ぐため国、地元町と連携して防除を実施し、防除実施計画の策定に向けた取組を行った。</li> <li>・生態系に影響を及ぼすおそれのある外来動植物について、県指定外来動植物に4種指定した(キダチチヨウセンアサガオ属の全種、ナイルティラピア、モザンビークティラピア、ジルティラピア)</li> </ul>
228 ⑤オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。【再掲】	自然保護課	良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施した。 令和6年度に15匹のオニヒトデを駆除した。
229 ⑥パンフレットの配布やイベントの開催等を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。	奄美世界自然遺産室	パンフレットやポスターの配布を行った。
230 ⑦アマミノクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル(交通事故)対策として、国や関係市町村と連携して、普及啓発や利用ルールの運用、フェンスや標識の設置、効果検証等の取組を進めます。	奄美世界自然遺産室 自然保護課	国、市町村、地元住民、ガイド等と連携しながら、金作原、林道山クビリ線、三太郎線周辺の利用ルールを運用するとともに、連絡会議を開催して利用の適正化について協議した。 また、世界遺産委員会からの要請事項(ロードキル対策)に対応した。 <令和6年度 検討状況> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美大島利用適正化連絡会議 3回</li> <li>・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回</li> <li>・徳之島利用適正化連絡会議 1回</li> </ul>
231 ⑧奄美大島や徳之島において、ノイヌ・ネコ等による希少種の捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携して進めます。【再掲】	自然保護課	ノイヌ・ネコ対策検討会やネコ対策ワーキング等で国、関係市町、団体等と情報共有を図り、希少種保護対策に努めた。
232 ⑨徳之島で2023(令和5)年5月に発見された特定外来生物のシロアゴガエルについて、生息状況調査や生態系等への影響等も踏まえ、防除実施計画を策定し、国、町、地元保護団体等と連携し、防除に努めます。【再掲】	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物のシロアゴガエルの拡散を防ぐため、国、地元町と連携して防除に取り組み、防除実施計画の策定に向けた取組を行った。</li> </ul>
233 ⑩ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、関係市町村と連携し、地域における科学的な防除の取組を促進します。	自然保護課	ノヤギの食性調査、行動圏調査、捕獲シミュレーションの手順・手法の検討を実施した。

行動計画	担当課	R6年度の実施状況
<b>(2) 生物多様性に配慮した事業の推進</b>		
234 ①「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」等を活用して奄美群島における公共事業における環境配慮を推進します。【再掲】	大島支庁建設課  大島支庁林務水産課 大島支庁建設課 奄美世界自然遺産室  奄美世界自然遺産室	役勝川において、近自然工法による多自然川づくりを実施した。  近年の松くい虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。  「奄美大島、徳之島における公共事業の環境配慮指針」の運用に努めるよう関係機関に依頼するとともに、指針の改訂やハンドブックの作成等を検討した。
235 ②奄美大島において、「河川再生戦略」に基づき、必要に応じて戦略を踏まえた河川再生の実現について検討を行います。	奄美世界自然遺産室 砂防課 河川課	包括的な河川再生戦略に基づく取組をモデル的に検討するため、奄美市の川内川において自然環境調査(水生生物類の生息状況調査等)を実施した。
236 ③「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」に基づき、奄美林業事業者、行政関係者間での情報共有を行い、世界自然遺産の緩衝機能の強化を図ります。	奄美世界自然遺産室	林業事業者・行政関係者間で主伐計画について情報交換会を実施した(奄美大島:1回)。また、関係者間で勉強会を実施した(奄美大島・徳之島:各1回)。
237 ④奄美大島において、自然環境に配慮した森林施業を進めるため、現地の自然環境調査や調査結果を踏まえた生物多様性ビッグデータの分析等を行い、緩衝地帯での森林伐採による遺産価値への影響を把握します。	奄美世界自然遺産室	緩衝地帯での森林伐採による遺産価値への影響を把握するため、ビッグデータの分析を行うとともに、分析の結果を補足するための現地調査を行った。
<b>(3) 適切な観光利用の推進</b>		
238 ①認定ガイド制度の運用、エコツアーガイドの研修、自主ルールの設定・運用等を支援することにより奄美群島の陸域と海域における良質なエコツーリズムを推進します。	奄美世界自然遺産室	「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。また、国、市町村、地元住民、ガイド等と連携しながら、金作原、林道山クビリ線、三太郎線周辺の利用ルールを運用した。
239 ②金作原国有林、奄美市道三太郎線周辺、林道山クビリ線、湯湾岳等における利用ルールの運用や制度に関する検討を行います。	奄美世界自然遺産室	国、市町村、地元住民、ガイド等と連携しながら、金作原、林道山クビリ線、三太郎線周辺の利用ルールを運用するとともに、連絡会議を開催して利用の適正化等について協議した。 ＜令和6年度 検討状況＞ ・奄美大島利用適正化連絡会議 3回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回
240 ③過度な利用によって自然資源等が損なわれることのないよう、必要に応じて大人数を受け入れられる施設の整備や、新たな利用地点の発掘により利用分散を促します。	奄美世界自然遺産室	「世界自然遺産 奄美トレイル」の認知度向上のため、東京都で行われた「ロングトレイルミーティング2024」や、熊本県で行われた「全国フットパスの集い2024」、大阪府で行われた「つなぐ東海自然歩道、もう一歩！ In大阪」に、奄美トレイルのブースを出展し、PRを行った。
241 ④世界自然遺産登録の効果を群島全体に波及させるとともに、利用の分散化を図るため、世界自然遺産奄美トレイルの利用を促進します。	奄美世界自然遺産室	「世界自然遺産 奄美トレイル」の認知度向上のため、東京都で行われた「ロングトレイルミーティング2024」や、熊本県で行われた「全国フットパスの集い2024」、大阪府で行われた「つなぐ東海自然歩道、もう一歩！ In大阪」に、奄美トレイルのブースを出展し、PRを行った。



行動計画	担当課	R6年度の実施状況
7-3 世界自然遺産地域間の交流の促進(新)		
〈主な取組〉		
245 ①屋久島と奄美群島の2つの世界自然遺産の魅力を一体的に発信します。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	-
246 ②大阪・関西万博において屋久島と奄美群島の2つの世界自然遺産の魅力を発信します。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	第3回世界自然遺産5地域会議において、大阪・関西万博におけるPR内容を協議した。
247 ③屋久島、奄美大島及び徳之島の高校生を対象にした交流学習を推進します。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	屋久島、奄美大島及び徳之島の高校生を対象とする自然体験型交流学習を実施した(令和6年7月25日～7月30日、10名参加)。 〈場所、内容〉 ・屋久島:西部林道、屋久島環境文化村センター、ヤクスギランド ・徳之島:闘牛ふれあい体験(花徳闘牛場、なくさみ館)、剥岳林道、外来種対策見学 ・奄美大島:奄美大島世界遺産センター、マングローブ林、夜間野生生物観察、金作原国有林、奄美野生生物保護センターワークショップ
248 ④屋久島環境文化財団を通じ、屋久島と奄美大島・徳之島の間で里を対象にしたエコツアーに関する連携を図ります。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	-
250 ⑤奄美群島及び沖縄への高付加価値旅行者の誘客促進や相互間の送客を図るため、国や沖縄県等関係機関と連携しながら、奄美のブランド創出などの高付加価値旅行者を惹きつける魅力的なインバウンド観光地づくりに取り組みます。(再掲)	PR観光課	・民間事業者を含めた高付加価値なインバウンド観光地づくり協議会設立準備委員会を開催した。(全3回) ・アドベンチャーツーリズム(AT)推進事業で、湯湾岳のEーバイク体験等の体験型メニューを作った。 ・ガストロミー推進事業で、奄美大島の複数のホテルのシェフが、地元の食材を活用し、田中一村の絵画をイメージした料理を共同で試作・提供するランチイベントを開催した。
251 ⑥奄美群島と沖縄という歴史的・文化的につながりの深い両地域における調和ある振興のために、移動コストを軽減し、両地域の住民等の交流を促進します。	交通政策課	奄美群島と沖縄の観光客等の交流を促進するため、両地域を結ぶ航路・航空路運賃に対し、一部助成を行った。
252 ⑦奄美群島の世界自然遺産の保全管理の充実に向け、科学委員会、地域連絡会議等の関係会議における議論等を踏まえ、国や沖縄県等との連携を行います。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	-
253 ⑧世界自然遺産を有する都道府県間での交流や、「世界自然遺産自治体ネットワーク会議」、「世界自然遺産5地域会議」等への支援を通じて、国内の世界自然遺産を有する自治体間の交流を図ります。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	-
254 ⑨中国、韓国など東アジアの世界自然遺産地域を有する自治体間のネットワークを形成し、国際的な情報交換と交流を促進します。	自然保護課、奄美世界自然遺産室	-